

松阪市クリーンセンターごみ受入基準

(1) 目的

この基準は、松阪市ごみの持ち込みに係る取扱要綱第7条（持込者の遵守事項）に定める「松阪市クリーンセンターごみ受入基準」に関し、必要な事項を定めるものとします。

(2) 基本事項

松阪市クリーンセンターは、松阪市内で発生した一般廃棄物を対象として、この基準に適合したものに限り、松阪市クリーンセンターが処理できる能力の範囲内で受け入れるものとします。

(3) 受付日時

月曜日から金曜日（年未年始、祝日を除く）、月曜日・水曜日の祝日、及び毎月第三日曜日（12月は第二日曜日）

午前 8 時 30 分 ～ 12 時 00 分

午後 1 時 00 分 ～ 4 時 30 分

休日は土曜日・日曜日・年未年始、祝日等で管理者の定める日とする。

(4) 持ち込み対象者

- ・家庭系一般廃棄物（家庭生活に伴って生じた廃棄物）の持ち込みは、ごみが発生させた本人又は同一世帯の家族を原則とします。
- ・事業系一般廃棄物（あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物）の持ち込みは、その事業活動を営む者又はその事業者と雇用関係にある者とします。
- ・松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者とします。

(5) 持ち込み車両

持ち込み時に使用できる車両は、全長 6m 未満であり 3 トン車までの車両とします。ただし、松阪市が許可をした場合はこの限りではありません。

(6) ごみ処分手数料

| 家庭系一般廃棄物 | 事業系一般廃棄物 |
|---|--|
| 100kg 以下の持ち込みは無料 100kg を超えた 10kg につき 150 円 | 10kg につき 150 円 (ただし、計量表示が” 0kg” の場合であっても 150 円の手数料が |

| | |
|--|-------|
| | かかる。) |
|--|-------|

- ・ごみ処分手数料は、持ち込んだごみの総重量で計量し、その都度徴収します。ただし、松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者（事業系）又は事業者で申請により後納許可を受けている場合は、月額徴収とします。
- ・松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の持ち込みにあつては、事業系一般廃棄物としてのごみ処分手数料を徴収します。
- ・資源物については、ごみ処分手数料はかかりません。
- ・松阪市がごみ処分手数料の免除を認めた場合はこの限りではありません。

(7) 松阪市クリーンセンター受入基準注意事項

- ・ごみ受付の際、申込者の本人確認（ごみの発生場所の住所確認）ができる書類等をご提示ください。
- ・事業活動で発生したごみを持ち込む場合は社員証、名刺等の提示をお願いする場合があります。
- ・他人のごみを持ち込むことはできません。ご自身で持込むか（同乗も受付可能）または松阪市収集運搬許可業者にご依頼ください。
- ・事業活動で発生したごみを家庭生活で発生したごみと偽った場合や産業廃棄物は、お持ち帰りいただきます。
- ・持込み頻度や物によっては、ごみの中身を確認させていただいたり、発生状況についてお尋ねすることや、市職員による現地確認を実施する場合があります。また他市町村の指定ごみ袋はご利用いただくことはできません。
- ・「松阪市クリーンセンターごみ受入基準（9）受け入れできるごみ」に該当しないごみは、受け入れできません。
- ・家庭生活で発生したごみの運搬を松阪市収集運搬許可業者に委託する場合は、排出者が作成した本申込書を収集運搬許可業者が松阪市クリーンセンターへ必ずご提出ください。その際本人確認は省略できますが、ごみの内容の確認のため市から申込者へ連絡させていただく場合があります。

(8) 持込者安全確保を目的とした場内の基本行動

- ・持ち込みごみの荷おろしは、係員の指示に従って持ち込み者が行ってください。
- ・施設の故障・火災発生等の際は、受け入れを中止する場合があります。

- ・場内は通行区分の指定がありますので、徐行運転をしてください。
- ・場内においては、係員の指示に従ってください。

(9) 受け入れできるごみ

松阪市クリーンセンターで受け入れできるごみは、松阪市のごみ集積所(資源物回収含む)に出せるもののほか【表1】のとおりです。

ただし、事業系ごみに関して、ごみの品目や業種又は排出内容により産業廃棄物に該当するものは受け入れできません。

【表1】

| ごみ種別(区分) | 品目 | 持込基準 |
|----------|----------------|--|
| 燃えるごみ | 木材 | 幅 12cm 角×長さ 2m 未満であること(多量の場合は、1m 未満であること) |
| | 合板、板 | 厚さ 2cm×幅 90cm×長さ 2m 未満であること(多量の場合は、1m 未満であること) |
| | 木製家具類 | 幅 1.5m×奥行 60cm×高さ 2m 未満であること 金属、ガラス類を取り外したものであること |
| | 竹 | 長さ 2m 未満であること(多量の場合は、1m 未満であること) |
| | 樹木・枝 | 直径 12cm×長さ 2m 未満であること(多量の場合は、1m 未満であること) |
| | ソファ(金属無し) | そのまま持ち込みが可能 |
| | ベッド(木製) | 金属部分を取り外したものであること |
| | ブラインド(プラスチック製) | そのまま持ち込みが可能 |
| | 畳 | そのまま持ち込みが可能 |
| | 絨毯及びカーペット | ひも等でくくったものであること |
| | マットレス(スプリング入り) | そのまま持ち込みが可能 |
| | ごみ種別(区分) | 品目 |

| | | |
|-----------|--|--|
| 燃えないごみ | 燃えないごみ（受入対象物）の最大寸法は、幅 1.5m×高さ 1m×長さ 2m 未満であること | |
| | 金属製品 非鉄金属製品 | 3kg 以上の金属塊・チェーン等、又は軽量でも 1m 以上の物は、袋詰又は梱包されていないこと |
| | ソファ（金属有り） | そのまま持ち込みが可能。ただし、クッションやカバーなどは燃えるごみとして取り除かれていること |
| | ベッド（金属製） | そのまま持ち込みが可能 |
| | ブラインド（金属製） | そのまま持ち込みが可能 |
| | マッサージチェア（椅子型） | そのまま持ち込みが可能 |
| | コード・針金類 | ひもで束ねてあり、袋詰又は梱包されていないこと |
| | 除湿器（家庭用） | そのまま持ち込みが可能 |
| 小型家電 | 指定品目 | 資源物保管庫に設置されている回収ボックス（縦 15cm×横 31cm）に入るものであること 家庭用パソコンについては、下記※参照 |
| 家電リサイクル製品 | 冷蔵庫 | 家電リサイクル券(支払済)と、下の処分手数料が必要です。 <処分手数料> ○冷蔵庫・冷凍庫 1,040 円 ○エアコン 830 円 ○テレビ 300 円 ○洗濯機・衣類乾燥機 510 円 |
| | 冷凍庫 | |
| | エアコン | |
| | テレビ | |
| | 洗濯機 | |
| | 衣類乾燥機 | |

- ・一度に多量・大型のものを持ち込む場合は、事前に松阪市クリーンセンターに連絡し、協議をお願いします。
- ・草や剪定枝は、できる限り乾燥させてから持ち込んでください。
- ・生ごみ(厨芥類)は、水分を十分に切ってから持ち込んでください。
- ・飛散しやすいものは、袋詰めした上で持ち込んでください。
- ・ごみ袋は中身が確認できるものを使用してください。
- ・搬送途中に落下するおそれがある場合は、必ずシートを掛けるなど落

下防止処置をしてください。

- ・個人情報等の秘匿が必要な情報が含まれる資源物又は小型家電は、通常の資源物又は小型家電として処理しますので、持込者の責任で消去するなど、あらかじめ処置した上で持ち込んでください。
- ・家庭用パソコンについては、小型家電回収ボックスの投入口（縦15cm×横31cm）に入る大きさのものは、各設置場所で受け入れできますが、入らないものは松阪市リサイクルセンター又は松阪市クリーンセンターで受け入れします。

(10) 受け入れできないごみ

- ・産業廃棄物
産業廃棄物は受け入れできません。事業者自らの責任において、適正に処理してください。
- ・処理困難物
次の廃棄物は受け入れできません。【表2】の処理例を参考に適切に処理してください。

【表2】

| 処理困難物 | 品目 | 処理例 |
|-------|---------------------------|---------|
| 危険物 | 薬品・農薬 | 販売店等に相談 |
| | ガスボンベ | 販売店等に相談 |
| | 廃油等の液体（シンナー、灯油、ガソリン） | 販売店等に相談 |
| | バッテリー | 販売店等に相談 |
| | 可燃性粉末（アルミニウム粉末、プラスチック粉末等） | 販売店等に相談 |
| | 火薬 | 販売店等に相談 |
| | 自動車用緊急保安炎筒（発炎筒） | 販売店等に相談 |
| 処理不可 | タイヤ（自動車、オートバイ） | 販売店等に相談 |

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 自動車及びその一部部品 | 自動車リサイクル法に基づく登録引取業者へ依頼 |
| オートバイ及びその一部部品 | 廃棄二輪車取扱店又は指定取引場所に相談 |
| 農業機械及びその一部部品 | 販売店等に相談 |
| ピアノ | 販売店等に相談 |
| 太い木(12cm以上) | 基準寸法以内に切断で処理可 一般廃棄物処理業(処分業)許可業者に依頼 |
| 耐火金庫 | 販売店等に相談 |
| 消火器 | 販売店等に相談 |
| 医療系廃棄物 | 医療機関等に相談 |

(11) リ災ごみの持ち込みについて

リ災ごみの持ち込みについては、事前に関係者が松阪市クリーンセンターと相談してください。